

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、展覧会・公演等の文化芸術事業が、中止・延期を余儀なくされており、文化芸術を支える関係者の活動に大きな影響が及んでいます。

発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止など、現下の情勢において実施できる文化芸術活動を募集し、奨励金を交付しますので、お知らせします。

本件は令和2年4月市会に提案した補正予算（50,000千円）で実施するものであり、当初は5月初旬の発表を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症への対応に鑑み、本日の本会議において、即決されたため、当初の予定を繰り上げて発表するものです。

### 1 事業概要

#### (1) 目的

発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止など、現下の情勢において実施できる文化芸術活動（企画・制作・実施・リサーチ等）を募集し、審査のうえ奨励金を交付するものです。

#### (2) 対象となる文化芸術分野

文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野

ア 文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊（文化芸術基本法第8条関係）

イ 映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）（同法第9条関係）

ウ 雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（同法第10条関係）

エ 講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（同法第11条関係）

オ 生活文化（茶道，華道，書道，食文化\*その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁，将棋その他の国民的娯楽）（同法第12条関係）

※ 飲食の提供を主たる目的とする活動は対象外。本奨励金は文化芸術活動を奨

励するためのものであり、食文化に関しては、「講演や親子料理教室事業等の食文化に関する発信等」を主とするものを対象とします。

### (3) 奨励対象者

以下の各号の全てに当てはまる個人又はグループ。なお、法人格を有するものを除く。

ア 住所地又は活動拠点が京都市内であること。

イ 京都市域における文化芸術の振興や発信に関する活動実績があること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、展覧会、公演等をはじめとする活動機会が失われており、収入の減少が見込まれること。

※ 同一人が複数の申請を行い、又は別に申請を行う団体の一員となることはできません。

※ グループの場合、構成メンバー全員が上記の各号に該当すること。

### (4) 事業の実施期間

決定の日から令和2年8月31日（月）まで

※企画した公演の実施等，社会的状況によって実現が難しい場合は，必ずしもこの期間までに全事業を完了しなくても構いません。

### (5) 対象となる活動

ア 表現部門（作家，演出家，演奏家，俳優，舞踊家など）

（例）・「社会的距離」を保つことのできる文化芸術活動（作品・公演の動画配信等）

・ワークショップやレクチャーを含んだリサーチ等

・再開期に向けた新たな展覧会・公演事業等の制作準備

・これらが複合した新しい表現

イ マネジメント・技術部門（制作スタッフ，舞台監督，照明・音響・映像等技術スタッフ，キュレーターなど）

（例）・舞台技術スタッフ等による過去作品のリサーチ活動や技能向上の取組

・再開期に向けた新たな展覧会・公演事業等の企画開発

※活動の例示は，あくまで例ですので，上記の内容に縛られることなく自由な発想で申請してください。

※不要不急の外出自粛，3密を避ける，大人数で集まらないなど感染拡大防止が活動の前提となります。

### (6) 奨励件数

150件～200件程度

## (7) 奨励金

申請1件につき定額30万円（上限）（※課税対象所得となります）

※ただし、採択件数に応じて20万円を下限として減額することがあります。

※活動内容に対して定額の奨励金を交付するものであり、活動規模が30万円を上回るものでも構いません。

※活動に必要な機材や資料購入など活動に係るすべての経費に使用できます。

## (8) 審査

提出された書類を基に学識経験者や文化芸術事業に精通した方で構成する審査会において、次の着眼点から審査を行い、奨励者を決定します。

① 成果が広く市民に還元されるか。

② 現下の情勢に対応し、确实・適切に実施できる手法か（社会的距離を保つ取組、3密を回避するなど感染拡大防止、表現手法、収入向上、実現可能性等）

③ 成果が文化芸術の発展に寄与するか（活動の持続性、発展性等）

※ 芸術・技能の水準を評価するものではありません。

## (9) 報告書の提出

奨励者は、奨励事業の実施期間が終了した日から30日以内に、活動結果報告書、決算収支報告書等を提出してください。

## (10) その他

特徴ある取組については、京都市による継続的な支援や京都芸術センター等関係機関のサポートを検討します。

## 2 応募方法

### (1) 募集期間

令和2年5月7日（木）から5月17日（日）まで

### (2) 募集方法

郵送又はオンラインにより、申請を受け付けます。要項、申請書等の詳細は、4月27日（月）以降に「京都市情報館」（京都市公式ホームページ）においてお知らせするほか、リーフレットを5月1日（金）以降に配布します。

### (3) 相談・問い合わせについて

【制度全般に関すること】

・京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

電話：075-366-0033 FAX:075-213-3181

【活動内容の相談に関すること】（5月1日以降対応可能）

・京都芸術センター（公益財団法人 京都市芸術文化協会）

電話：075-213-1000 Eメール：kyoto\_art\_support@kac.or.jp

※相談、お問合せは原則 E メールで受け付けます。（閉館中のため、お電話の場合はお時間をいただくことがございます。）

・ロームシアター京都（公益財団法人 京都市音楽芸術文化振興財団）

電話：075-771-6051（時間：午前10時から午後5時まで）

Eメール：info@rohmtheatrekkyoto.jp

・一般社団法人 HAPS

電話：075-525-7525 Eメール：info@haps-kyoto.com

※相談、お問合せは原則 E メールで受け付けます。（在宅勤務等の状況により、お電話・FAXの場合はお時間をいただくことがございます。）

【専用コールセンター】（5月1日以降対応可能）

・京都市文化芸術活動緊急奨励金受付事務局

電話：050-3786-2917

Eメール：tsc-desk4@gp.knt.co.jp

#### (4) 注意事項

- ア 同一人が複数の申請を行い、又は別に申請を行う団体の一員となることはできません。
- イ 本奨励金に申請された方は、「京都市中小企業等緊急支援補助金」を申請することはできません。その他、国、京都府等からの補助金等を申請しても構いません。
- ウ 提出に要した経費は申請者が負担するものとします。
- エ 提出書類は返却しません。
- オ 奨励者は本奨励金で得た成果を多くの市民に発信するなど積極的に還元するよう努めてください。
- カ 活動終了後、本市事業・施策の連携・協力を依頼するほか、本市の公式ホームページ等での活動情報の発信を行う予定です（任意）。

### 3 奨励金交付について

奨励者については、5月末までに決定し、全ての申請者に結果を通知します。奨励金は、奨励決定後、速やかに交付します。

なお、奨励者には申請した事業の終了後30日以内に、実績報告書及び収支決算書の提出を求めます。